

平成29年度第3回子ども・子育て会議 質問一覧表

※回答方法欄

会議：質問を会議で紹介、回答したもの

質問一覧表：会議では、時間の関係で紹介できなかったもの

質問 番号	資料 番号	質 問	回 答	回答方法
1		<p>一つの支援の単位40名については、新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、最後の部分 付則で『当分の間、この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業に係る第11条第5項の規定の適用については、同項中「40人」とあるのは、「60人」とする。』と定められていますが、当分の間というのはいつまでのことか。</p> <p>新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000162769.pdf</p> <p>なお、内閣府の H29年 3月 20日FAQ 22では集団の規模40名について「省令基準を十分参酌した結果、各市町村で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合される取り組みを進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るとい基準策定の主旨を踏まえた対応が望まれます。」とあります。</p>	<p>状況を見ながら、必要性を判断していきます。現段階では、いつということはありません。</p>	会議
2		<p>新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では専用区画は児童一人当たり、1.65㎡以上としているが、定員オーバーで守られていないところが多い。(提出資料参照) 改善する計画はないのか。</p>	<p>児童の数（出席予定児童数）が定員を大きく上回った場合には、児童館併設の学童クラブについては児童館スペースの一部の活用、小学校内学童クラブについては新たなスペースの借用により、児童1人あたりおおむね1.65㎡を確保できるよう努めていきます。</p>	会議

質問 番号	資料 番号	質 問	回 答	回答方法
3		<p>「14条2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」</p> <p>とあるが、感染症疑いのお子さんが安静に休む&隔離するための部屋がない学童クラブがある。そのようなところは、発熱して具合の悪いお子さんを、子どもたちの遊んでいる中に寝かせておくという対応となっている。</p> <p>保護者が迎えに来るまでの間、具合の悪い子どもや感染症疑いの子どもが静養でき感染拡大を避けるためのスペースを各学童で確保する必要がある。</p> <p>例えば学校の保健室を放課後利用させてもらう事などを検討いただけないのか。</p>	<p>インフルエンザなど感染症に罹患した際は、学童クラブをお休みしていただき、インフルエンザによる学級閉鎖となったクラスの児童には、学童クラブの利用の自粛をお願いして、拡散防止に努めています。</p> <p>急な発熱等の急病の際には、保護者にお迎えを要請し、保護者の到着まで、事務室や職員用休憩室、カーテン等で遊ぶスペースと区分けした場所で待機させています。</p> <p>小学校内学童クラブで、保健室をお借りできたとしても、学童クラブ室から離れたところで、職員がずっと付き添う対応をするのは難しいと考えます。</p>	会議
4		<p>ひろばプラスと学童クラブの延長時間の対応については、小学校内学童では、どちらの登録の子どもも同じ部屋で同じ対応をされていると思うが、学童クラブ登録の方だけに料金が発生する。延長は同じ部屋で同じ対応なので、ひろばプラスも学童もどちらも無料にすべきなのではないか。</p> <p>参考) 台風など緊急時においては、ひろばプラスは朝8時から対応(無料) 学童クラブは延長登録の方は8時から、延長登録のない方は9時から対応。(8時からの方は+200円)となっている。</p> <p>このような複雑なシステムが保護者に混乱を招く事となっている。</p> <p>また、基本利用料を支払っている学童クラブの児童の方が、延長を利用しづらい制度設計が理解出来ない。</p> <p>台風や大雪などの場合、職種によっては遅刻せずに職場につく必要があるため、いつもより早く出勤する保護者も中にはいると考えられるが、学童クラブでは柔軟な対応が出来ず、ひろばの方が柔軟に対応できる制度設計はおかしいのではないか。</p>	<p>ほとんどの学童クラブでは別々の対応をさせていただいています。児童館内等の学童クラブでは、児童館閉館後の時間に有資格の職員2名以上で対応しています。小学校内学童クラブでも、同様に有資格の職員2名以上で対応しており、ひろばプラスは有資格の職員1名と補佐する非常勤職員1名で対応しています。</p> <p>また、年1回でも延長利用の可能性のあるなら、柔軟に対応できることをお伝えし、登録をお勧めしています。専用スペースの違いもあり、学童クラブの延長利用料を無料とすることは考えていません。</p>	会議

質問 番号	資料 番号	質 問	回 答	回答方法
5		<p>学童クラブの利用予測については、全体の継続率ではなくて、各学童の継続率をかけたほうが現状に合っているのではないかと考えています。</p> <p>定員オーバーの学童では、狭いので子どもが行きたくない（保護者が悪い環境で過ごさせたくない）ので行かせたくない。夏休み等もなるべく休ませる事が出来るよう苦慮している、との声を聴いているという選択や、地域性（自営業の方が多い、近くに児童館があるので学童で過ごさなくても済むなど）、各学童ごとの継続率を出すことで新宿区における問題が見えてくる場合もあると考える。</p> <p>また、利用予測は、新年度の職員を確保する目的があるようですが、予測された人数に応じてスペース確保も対応していただきたい。</p>	<p>同じ学童クラブであっても、年度によって変動があり、一定していないため、全体の継続率を掛け合わせて算出しています。実際の申し込み状況に応じて、スペースを確保していきます。</p>	会議
6		<p>補助金を正しく、適正に活用できているのか、今一度確認頂きたい。</p> <p>例えば、今年度都型学童クラブとして登録している学童はどこが該当するか教えて欲しい。</p> <p>学童クラブの拡充に割く予算がないという説明もあったが、その予算を確保しようとする努力は具体的にどのようにされているのか教えて欲しい。</p>	<p>補助金については、国・都の動向に留意し、財源確保に努めていますが、今年度に補助金の交付対象となる都型学童クラブはまだ確定していません。</p> <p>児童の数に応じたスペースや職員を確保できるように、補助金も活用しながら、必要な予算は確保していきます。</p>	会議
7		<p>希望する方には育児休暇中利用を可能にして欲しい。</p> <p>育休退所は各学童1～2名程度。家庭で対応できる方はそちらを選択してもらえばいいし、子どもにとって学童が必要な方は利用させていただければ良いと考える。</p> <p>お子さんによっては、環境の変化が相当辛いお子さんもいる。お子さんの不安定な精神状態が保護者の大きな負担になってしまうこともある。</p> <p>育休退所により、二人目の妊娠を躊躇してしまう方もいる現状をきちんと把握すべきではないかと考えています。</p>	<p>学童クラブは、児童館や放課後子どもひろばと併設となっており、日常的に学校の友達と遊べる環境を整えています。そのため、学童クラブを退所しても、児童館等で、学童クラブの友達とも引き続き遊ぶことができます。</p> <p>育休中は、保護者が自宅にいて、放課後の過ごし方を子どもと相談したり、帰宅時間の約束ができる環境ですが、育休中の受け入れが必要かどうかについては、23区の動向も踏まえて検討していきます。</p>	会議

質問 番号	資料 番号	質 問	回 答	回答方法
8		<p>学童クラブ・ひろばプラス利用対象要件の「日中（正午以降）通勤時間等を含み4時間以上不在であること」の廃止を検討頂きたい。</p> <p>夏休み等、日中4時間であっても、子どもに留守番をさせるのは不安に感じる保護者も居る。ひろばでは登所・退所管理も無く、その点を不安に感じる保護者も居る。</p>	<p>保護者の送り迎えが必要な保育園児等とは異なり、小学生は、1人で登校し、1人で下校できる児童です。放課後子どもひろばは、保護者の帰宅まで小学校内で安心して過ごせる環境となっています。保護者と約束した時間に帰宅しない等の場合は、学童クラブと同様、お問い合わせいただければ、登所、退所の確認もしています。このため、「日中（正午以降）4時間以上不在である」等の利用要件の変更は考えておりません。</p> <p>居場所としては放課後子どもひろばの他、児童館・児童コーナーもあります。また、1年生など自立度の低いお子さんの場合、ファミリーサポートセンターもご案内しています。</p> <p>夏休み等の対応については、さらにどのようなことができるか今後検討していきます。</p>	会議
9		<p>区が作成し配布している『学童クラブ・学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」の申請受け付けについて』と言う書類に関し、保護者に誤解を与える可能性が高いので下記修正頂きたい。</p> <p><最終ページの一覧></p> <p>■学童クラブ（子どもたちの生活の場）→学童クラブ（子どもたちの遊び場・生活の場） ※児童福祉法第6条の3第2項において、そのように定義付されているため。</p> <p>■放課後子どもひろば（子どもたちの遊び場・学ぶ場）→放課後子どもひろば（子どもたちの遊び場提供・体験プログラム提供） ※放課後子ども総合プランにそのように定義付されているため。</p>	<p>学童クラブに関しては、今後、ご提案のような表記にしていくよう検討していきます。</p> <p>放課後子どもひろばについては区の事業の特徴を表す言葉として、変更は考えておりません。</p>	会議
10		<p>全国的な動きとして、学童クラブへ作業療法士さんを定期的に派遣する事を導入する自治体が増えている。新宿区はいつからの導入を検討しているか教えて欲しい。</p>	<p>障害児等のいる学童クラブでは、年2回程度その学童クラブに適した、専門講師等を派遣しています。すべての学童クラブに作業療法士を派遣することは、現段階では考えていません。</p>	会議